



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1011	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	1
1012	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	2
1013	"	( " ).....	2
1014	"	( " ).....	2
1015	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	2
1016	"	( " ).....	2
1017	"	( " ).....	3
1018	"	( " ).....	3
1019	指定自立支援医療機関の変更	( " ).....	3
1020	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	3
1021	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	( " ).....	5
1022	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
1023	"	( " ).....	6
1024	"	( " ).....	6
1025	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	6
1026	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	7
1027	公共測量の実施	(技術調査課).....	7
1028	土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	7
1029	"	( " ).....	8
1030	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( " ).....	8
1031	"	( " ).....	9
1032	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	10

### ○ 正誤

平成30年6月29日付け和歌山県報号外和歌山県規則第61号中	.....	10
--------------------------------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1011号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051300089	あすなるつばさ	伊都郡かつらぎ町中飯降1062番地の1	放課後等デイサービス	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58番地の3	平成30.9.1

## 和歌山県告示第1012号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011500331	AGALA	有田市箕島13-2	就労継続支援B型	特定なし	一般社団法人大地	有田市千田1105番地14	平成30.9.1

## 和歌山県告示第1013号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610460	晃共同作業所	有田郡有田川町大字垣倉字平野259番地	就労継続支援B型	特定なし	株式会社MIN	海南市岡田21番地	平成30.9.1

## 和歌山県告示第1014号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012410407	チャレンジド白浜	西牟婁郡白浜町1821番地	就労継続支援A型	知的障害者 精神障害者	株式会社チャレンジド白浜	西牟婁郡白浜町1821番地	平成30.9.1

## 和歌山県告示第1015号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
エバグリーン薬局 岩出高塚店	岩出市高塚188-1	—	山本明子	平成30.9.1

## 和歌山県告示第1016号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社こころ	有田郡湯浅町大字湯浅2061-4	訪問看護	訪問看護ステーション悠達 者	平成 30.9.1

#### 和歌山県告示第1017号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
メンタルケアステーションyui 株式会社	和歌山市口須佐7-7	メンタルケアステーションyui	平成 30.9.1

#### 和歌山県告示第1018号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
有限会社松本薬局和歌浦店	和歌山市和歌浦東三丁目4-44	川本麻衣子	平成 30.9.1

#### 和歌山県告示第1019号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
株式会社カルナ エイト	和歌山市榎原250-3	医療機関の所 在 地	和歌山市栄谷41-5 ヴ イラ栄谷102号室	和歌山市榎原250-3	平成 30.5.12

#### 和歌山県告示第1020号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ラ・ムー和歌山津秦店  
和歌山県和歌山市津秦字師匠田233番3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司  
岡山県倉敷市堀南704番地の5
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司  
岡山県倉敷市堀南704番地の5  
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順  
北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年4月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,790㎡
- 6 駐車場の収容台数  
108台
- 7 駐輪場の収容台数  
98台
- 8 荷さばき施設の面積  
104.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
14.62㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
大黒天物産株式会社  
24時間  
株式会社ツルハ  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所（敷地西側2か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成30年8月28日
- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年9月11日から平成31年1月11日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1021号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーナンPRO和歌山国体道路店

和歌山県和歌山市中島字西ノ浜368他

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成30年和歌山県告示第557号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。

(2) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民から苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。

(3) 駐車場②は住宅に隣接するため、利用時間等について十分配慮し、近隣住民から苦情の出ないようにしてください。

(4) 通学路の安全確保に十分注意してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成30年9月11日から同年10月11日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第1022号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1023号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1024号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1025号

平成30年和歌山県告示第913号（以下「告示第913号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に

より、その通知の内容をすさみ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

松本憲佳

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第913号のとおり

---

**和歌山県告示第1026号**

平成30年農林水産省告示第1775号（以下「告示第1775号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

有限会社岩崎金治郎商店

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1775号のとおり

---

**和歌山県告示第1027号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき古座川町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）

2 作業期間 平成30年9月10日から同年10月31日まで

3 作業地域 和歌山県東牟婁郡古座川町の一部

---

**和歌山県告示第1028号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成24年和歌山県告示第631号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

三十木（I-1045）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1029号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成30年和歌山県告示第74号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害警戒区域の名称

三十木（I-1045）

## 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1030号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

内谷（2-321-1-001）、不動寺西谷川（2-321-1-002-1）、不動寺西谷川（2-321-1-002-2）、不動寺谷川（2-321-2-001-2）、倉谷川（2-321-1-007）、音谷川（2-321-2-004）、倉谷川（2-321-3-002-1）、倉谷川（2-321-3-002-2）、倉谷北四谷（2-321-3-006）、籠谷川（2-325-1-006-1）、籠谷川（2-325-1-006-2）、新池谷川（2-325-1-020）、宮谷川（2-325-1-021）、風呂谷川（2-325-1-022）、霧谷川（2-325-1-023-1）、霧谷川（2-325-1-023-2）、霧西谷川（2-325-1-024）、与太谷川（2-325-1-025）、土堀谷川（2-325-1-026）、籠谷川（2-325-2-008）、平谷川2（2-324-2-055）、山神谷（2-325-1-011）、山神北谷（2-325-1-012）、長山東谷（2-325-2-003）、長山南谷（2-325-2-004）、妙見向谷（2-325-2-005）、芹谷川（2-325-1-001）、愛宕西谷川（2-325-1-002）、松葉谷川（2-325-2-001）、高尾（II-1743）、岸宮（104）（I-20155）、井ノ口（103）（I-20156）、井ノ口（101）（II-20329）、西山田（101）（II-20330）、峯（101）（II-20331）、西三谷（101）（II-20332）、西三谷（102）（II-20333）、西三谷（103）（II-20334）、岸宮（103）（II-20339）、高尾（101）（II-20340）

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

不動寺谷川（2-321-2-001-1）、岸宮（101）（Ⅱ-20337）、岸宮（102）（Ⅱ-20338）、岸宮（105）（Ⅱ-20341）

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1031号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

紺屋谷（5-385-1-031）、平岩谷（5-385-2-032）、坂の谷（5-385-2-033）、日高川右支溪（5-385-2-905）、原日浦平岩2（Ⅰ-3985）、原日浦（101）（Ⅱ-50441）、原日浦（102）（Ⅱ-50442）、原日浦（103）（Ⅱ-50443）、早藤（105）（Ⅰ-50211）、早藤（106）（Ⅰ-50212）、玄子1（Ⅱ-4190）、玄子2（Ⅱ-4191）、玄子3（Ⅱ-4193）、玄子4（Ⅱ-4195）、早藤（107）（Ⅱ-50435）、早藤（109）（Ⅱ-50437）、早藤（110）（Ⅱ-50438）、早藤（111）（Ⅱ-50439）、佐井（Ⅰ-1031）、船津（106）（Ⅱ-50440）、和佐（101）（Ⅱ-50444）、三十木（Ⅰ-1045）

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

早藤（108）（Ⅱ-50436）

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1032号

運転者管理システム及び紀州NETグループウェア改元等改修委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年9月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
 運転者管理システム及び紀州NETグループウェア改元等改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 和歌山県警察本部警務部会計課  
 和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
 平成30年7月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 日本電気株式会社和歌山支店  
 和歌山市七番丁17
- 5 随意契約に係る契約金額  
 81,741,312円（うち消費税及び地方消費税の額6,054,912円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 7 随意契約の理由  
 特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

正 誤

正 誤

平成30年6月29日付け和歌山県報号外和歌山県規則第61号中

ページ	欄	条項	誤	正
2	改正前欄	第4条第1項第3号	陸揚げした日	陸揚げした日
	改正後欄	第4条第1項第3号	陸揚げをした日（くろまぐろの養殖用種苗にあっては、移送用の仮生け簀等に入れた日）	陸揚げをした日（くろまぐろの養殖用種苗にあっては、移送用の仮生け簀等に入れた日）
		第4条第4項	陸揚げをした	陸揚げをした